

## 一般社団法人全国がん患者団体連合会 正会員規程

### (目的)

**第1条** この規程は、一般社団法人全国がん患者団体連合会の定款第2章に基づき、この法人の正会員の入会、退会及び会費等に関する諸般の基準を定め、事業の円滑な実施と、正会員の入会、退会及び会費等に関する妥当性及び透明性の確保を図ることを目的とする。

### (会員の種別)

**第2条** この法人の会員は正会員と賛助会員の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

2 正会員は、次のいずれかにあてはまる法人又は団体とする。

- (1) がん患者と家族の自助や共助を目的とし、がん患者と家族が主体となって構成される法人又は団体。
- (2) がん患者と家族の治療やケア、生活に関する普及啓発を目的とし、がん患者と家族が主体となって構成される法人又は団体。
- (3) がん患者と家族の治療やケア、生活に関する政策提言又は調査研究を目的とし、がん患者と家族が主体となって構成される法人又は団体

### (入会)

**第3条** この法人の正会員になろうとする法人又は団体は、次の書類を理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) この法人の理事会が別に定める正会員の入会申込書
- (2) 法人又は団体の定款又は規約
- (3) 法人又は団体の役員名簿
- (4) その他、法人又は団体の活動実績及び活動計画を確認するために、必要に応じて理事会が追加で提出を求める書類等

2 この法人は、この法人の正会員になろうとする者が、次の各号に該当又はそのおそれがあると理事会が判断した場合には、その入会を認めないものとする。

- (1) 科学的根拠の明らかなでないがんの予防や治療に関する医療又は商品等を推奨、施行又は販売することを目的とする法人又は団体であると認められる場合
- (2) 第5条の各号に定める禁止事項を行うことを目的とする法人又は団体であると認められる場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この法人の運営にあたり多大なる支障が生じると認められる場合

### (入会金及び年会費)

**第4条** 正会員の入会金は0円とし、年会費は3,000円とする。

2 年会費の対象期間は、この法人の事業年度である4月1日から翌年3月31日までとする。

3 この法人の事業年度の途中で入会した場合の初年度の年会費は、次のとおりとする。

(1) 4月1日から同年9月末日までに入会した場合の年会費は、第1項に定める年会費の全額

(2) 10月1日から翌年3月末日までに入会した場合の年会費は、第1項に定める年会費の2分の1

4 入会金及び年会費は、この法人が正会員に対して行う請求に基づき、この法人が指定する金融機関の口座に入金するものとする。

### (禁止事項)

**第5条** 正会員は、次の各号に該当する行為をしてはならない。

(1) この法人の財産、権利、知的所有権、プライバシー等を侵害する行為

(2) この法人の行う事業や活動の場における暴力行為、威嚇行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、暴言などの言動

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この法人の運営にあたり多大なる支障が生じると認められる行為

### (退会)

**第6条** 正会員がこの法人を退会しようとするときは、この法人の理事会が別に定める退会届を理事会に提出し、任意に退会することができる。

2 第5条の各号に定める禁止事項に該当する行為を行っているとして理事会が認めた正会員については、理事長は当該正会員にその行為の是正を勧告することができる。

3 前項の勧告にも拘らず、第5条の各号に定める禁止事項に該当する行為を複数回又は継続して行っていると理事会が認めた正会員については、理事長は当該正会員に退会を勧告することができる。

### (除名)

**第7条** 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとする場合は、当該正会員に総会の1週間前までに理由を附してその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

#### (資格の喪失)

**第8条** 前2条の場合のほか、正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (2) 当該正会員である法人又は団体が消滅したとき。
- (3) すべての正会員が同意したとき。

#### (資格の喪失に伴う権利及び義務)

**第9条** 正会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する正会員としての権利を失い、義務を免れるとともに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、正会員の資格を喪失した者が既に納入した入会金及び会費その他の拠出金品については、これを返還しない。

#### (補則)

**第10条** この規程は、理事会で定めるものとする。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成27年5月11日に施行し、一般社団法人全国がん患者団体連合会の設立の登記の日（平成27年5月7日）から適用する。